# レスラク 取次サービス利用条件

第1条（本条件の適用）
レスラク取次サービス利用条件（以下「本条件」という）は、本条件に同意した上で、本サービス（第3条にて定義する。以下、本条において同じ）の利用にかかる申込みを行い、株式会社ぐるなび（以下「当社」という）がこれを承諾した者（以下「利用者」という）が本サービスを利用するにあたり、当社と利用者との間に適用される。

第2条（契約の成立）
1. 本条件に基づく当社と利用者との間の契約（以下「本契約」という）は、利用者が当社所定の申込書（以下「本申込書」という）を当社に提出することにより本サービスの利用を当社に対し申込み、当社が当該申込みを承諾した時点で成立する。
2. 当社は、一定の本サービスの利用資格を設けることができ、利用者がかかる利用資格を満たさないと判断した場合、前項の申込を拒絶することができる。この場合、当社は、当該利用者に対し申込を拒絶した理由を開示する責任を負わない。

第3条（本サービス）
1. 本サービスとは、レスラク（以下「対象サービス」という）の利用を希望する利用者から、対象サービスの利用を目的とする契約（以下「対象サービス利用契約」という）の申込（以下「本申込」という）を対象サービスの提供者（以下、「対象サービス提供者」と いう）に取り次ぐこと及びそれに付随する諸サービスの総称をいう。
2. 本サービスは、利用者が当社に対し、代理人としての地位を与えるものではなく、当社に対し利用者と対象サービス提供者との間の対象サービス利用契約を締結する権限を与えるものではない。当社は、利用者及び対象サービス提供者に対し、当社が利用者又は対象サービス提供者より、対象サービス利用契約の締結にかかる代理権を有するかのような誤解を生じさせる説明を行わないものとする。また、当社は、　本サービスの提供において、自己の名義と責任においてこれを行うものとする。
3. 本サービスの詳細については当社が決定するものとし、当社は本サービスの内容を随時見直すことができる。

第4条（本サービスの提供等）
1. 当社は、本契約に従い、善良なる管理者の注意義務をもって本サービスを提供しなければならない。
2. 本サービスは、利用者と対象サービス提供者の間における対象サービス利用契約の締結を取り次ぐものであり、当社は、利用者に対し、対象サービスの品質及び性能等を保証しない。
3. 前項に加え、本サービスの利用を原因とする紛争等は、利用者と対象サービス提供者との間で解決するものとし、当社はこれに関与する責任を負わない。ただし、当該紛争等の原因につき、当社の責めに帰すべき事由があるときはこの限りではない。

第5条（対象サービス利用契約の成立）
1. 利用者は、本条件に同意したうえで、本申込書を当社に提出する。
2. 利用者は、前項に定める当社への利用申し込みと併せて、本申込書に別途添付されている「レスラク利用約款」（以下「対象サービス利用条件」という）の内容を確認するとともに、その内容に同意するものとする。
3. 当社が本申込書又は当社と対象サービス提供者との間で別途定める方法により、本申込を対象サービス提供者に取り次いだ結果、対象サービス提供者より当社に対し、当該申込を承諾する旨の通知があった場合、利用者と対象サービス提供者の間で、対象サービス利用契約が成立する
4. 対象サービスの利用に関する諸条件は、対象サービス利用条件の定めによるものとし、利用者はこの内容を遵守するものとする。

第6条（本サービスの対価）
本サービスの対価は本申込書にて定める。

第7条（対象サービス利用料の支払い）
1. 利用者は、当社に対し、本申込書で定める、対象サービスの月額利用料（以下「対象サービス利用料」という）を支払うものとする。
2. 前項に関し、当社は、利用者に対し、対象サービス利用料を対象サービス提供者に代わって受領する正当な権限があることを保証する。

第8条（委託）
当社は、当社の責任において、本サービスの提供にかかる業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。

第9条（対象サービスの利用）
利用者は、【レスラク利用約款 https://resraku.com/docs/resraku_usage_agreement.pdf】に掲出されている対象サービスの利用規約（当該規約の内容が対象サービス利用契約の内容になるものとする）に事前に同意の上、対象サービスを利用するものとする。ただし、本条により成立した対象サービス利用契約の内容は、本条件添付の特別条項により修正される。

第10条 （個人情報、営業秘密の取扱）
1. 利用者は、本契約の内容及び直接間接を問わず本サービスを通じて知り得た一切の情報（電子メールアドレス、電話番号、性別、生年月日、住所、予約履歴、購入履歴その他利用者に関する一切の情報、当社の秘密に属する情報を含むがこれらに限られず、以下これらを「秘密情報等」という）を、本契約期間中及び本契約の終了後にかかわらず、個人情報保護法、不正競争防止法その他の法令を遵守してこれらを取り扱い、安全かつ適切な方法で厳重に管理し、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本サービスの利用の目的以外に使用してはならず、また第三者に開示し、使用させてはならない。
2. 利用者が秘密情報等を使用するにあたって、当社の責めに帰すべき事由によらず利　用者又は第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切責任を負わない。
3. 利用者が秘密情報等を使用するにあたって、利用者の責に帰すべき事由により当社と第三者との間で紛争が生じた場合、利用者は、当社を免責し、利用者の責任と負担において、当該紛争から当社を防御し、当該紛争を解決する責任を負う。
4. 前項の定めにかかわらず、当社が前項の紛争について必要があると判断した場合は、当社は当該紛争に対応することができる。利用者は、当社が当該紛争に対応したことによって当社に生じた費用全額（訴訟費用、弁護士費用を含むがこれらに限られない）を負担する。

第11条　（本サービスの停止及び中断）
1. 当社は、次の各号の一に該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を、利用者に予告なく停止することができる。
(1) 当社のサーバー又はシステムの保守、点検、バージョンアップ等により本サービスの提供が不能又は困難な場合
(2) 通信事業者等の設備の事故、火災、停電、天災地変、社会的混乱等の当社の責に帰すべき事由によらず本サービスの提供が不能又は困難な場合
2. 当社が前項の定めに基づき、本サービスの全部又は一部の提供を予告なく停止した場合であっても、これにより利用者に生じた一切の損害について当社は責任を負わない。

第12条 （権利義務譲渡等の禁止）
利用者は、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、本契約から生じるいかなる権利又は義務も第三者に譲渡、利用許諾、若しくは移転し、又は担保の用に供してはならない。
第13条 （有効期間）
本契約の有効期間は、本申込書記載の本サービスの申込日から、利用者による対象サービスの利用が終了する日までとする。
第14条（解約及び解除）
当社又は利用者が次の各号に該当する場合、相手方当事者は通知催告等何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとする。
本契約の各条項の一に違反し、相当期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、当該相当期間経過後もかかる違反が是正されないとき
差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申し立てを受け、又は滞納処分を受けたとき
支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申し立てを受け、又は自ら申立てをなしたとき
監督官庁から行政処分を受けたとき
営業を廃止したとき
自己振出若しくは自己引受の手形、又は自己振出の小切手が不渡りとなったとき
資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたとき。
その他本契約の継続が困難な特別の事情があるとき
前項に定める解除は、相手方当事者に対する損害賠償の請求を妨げない。

第15条 （反社会的勢力の排除）
利用者及び当社は、本契約締結日現在において、次の各号に該当しないことを保証　　し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
暴力団
暴力団員
暴力団準構成員
暴力団関係団体
総会屋等
政治活動、社会運動標ぼうゴロ
特殊知能暴力団等
反社会的勢力共生者
前各号に該当する者と社会的又は経済的関係がある者
その他前各号に準ずる者
利用者及び当社は、自己又は第三者をして、次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
暴力的要求行為
法的な責任を超えた不当な要求
取引に関して、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する　行為
「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」において禁止されている行為
自身が前項各号に該当する者である、又はその関係者である旨を伝えるなどする行為
その他前各号に準ずる行為
利用者又は当社は、相手方当事者が第1 項各号の一に該当し、前項各号の一に該当する行為をし、又は第 1 項の保証・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。なお、これにより解除を受けた当事者に損害が生じた場合であっても、解除を行った当事者は一切の損害賠償を負担しない。

第16条 （免責）
本条件で当社の損害賠償責任が免責されている場合を除き、本サービスに起因し、又はこれに関連して、当社が利用者に対し負担する責任は、請求原因のいかんを問わず、原因行為のための直接の結果として現実に発生した通常損害（予見可能性の有無にかかわらず特別損害、間接損害及び逸失利益を含まない）の範囲に限られる。

第17条 （本契約終了後の取扱い）
終了事由のいかんを問わず、第7条（対象サービス利用料の支払い）、第10条（個人情報、営業秘密の取扱）、第12条（権利義務譲渡等の禁止）、第16条（免責）、本条、及び第20条（管轄裁判所）の規定の効力は、本契約終了後においても存続する。なお、本契約終了後における第9条の存続期間は3年間とする。

第18条 （本条件の変更）
当社は、利用者への予告なく本条件を変更することができる。
前項の定めにかかわらず、利用者の権利及び義務に重大な影響を及ぼす変更について、当社は、利用者に当社が適当と認める方法（管理システムに掲示、当社が送付する郵便物での通信等の方法を含む）により事前に通知することによって、本条件を変更することができる。利用者が、本項に定める通知から2週間以内に本条件の変更について異議を申出なかった場合、本条件を変更することに同意したものとみなす。

第19条　（協議）
本条件に定めのない事項については、関係法令に従うほか、利用者と当社が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

第20条 （管轄裁判所）
当事者は、本契約に関する紛争について、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

制定日:2020 年 12 月1日

（添付）

特別条項

本特別条項は、株式会社レスラク（以下「当社」という。）が提供する在庫管理サービス「レスラク」について、株式会社ぐるなびの提供する取次サービスの結果、当社と本サービス利用に係る契約（以下「本契約」という）を締結することになる事業者（以下、「契約者」という。）との間に適用される本サービスの利用条件について、当社の定めるレスラク利用約款（「台帳連携サービス」に関する特約を含む。以下、「本約款」という。）を適用する際の特則を定めるものであり、当社と契約者は、レスラク利用約款を本特別条項に基づき変更された内容で合意するものとする。なお、特段の断りのない限り、本特別条項の用語は、レスラク利用約款と同一とする。

第1条（本約款規定の変更について）
1. 本約款第4条は以下の通り変更する。

第4条（システム利用料及び登録事項の変更）
1 契約者は、株式会社ぐるなび（以下「ぐるなび」という。）に提出する本サービスを利用するための申込書に記載されたシステム利用料を株式会社ぐるなびに支払うものとする。
2 契約者、ぐるなび及び当社は、協議の上で前項のシステム利用料を改定することができる。
3 契約者は、登録事項に変更があった場合、当社の定める方法により当該変更事項を遅滞なく、ぐるなびを通して当社に通知しなければならない。

2. 本約款「台帳連携サービス」に関する特約第5条を以下の通り変更する。

第5条
1 契約者は、株式会社ぐるなび（以下「ぐるなび」という。）に提出する本サービスを利用するための申込書に記載されたシステム利用料を株式会社ぐるなびに支払うものとする。
2 契約者、ぐるなび及び当社は、協議の上で前項のシステム利用料を改定することができる。
3 契約者は、登録事項に変更があった場合、当社の定める方法により当該変更事項を遅滞なく、ぐるなびを通して当社に通知しなければならない。

第2条（本約款規定の削除）
本約款の規定のうち、以下の規定は削除されたものとする。
（1）本約款第5条
（2）本約款第9条第3項、第4項及び同条第6項（1）
（3）本約款「台帳連携サービス」に関する特約第6条
（4）本約款「台帳連携サービス」に関する特約第9条第4項（1）

第3条（確認事項）
当社と契約者は、本約款の各規定のうち、本特別条項に従って変更、削除された条項の他は本約款の規定が適用されることを確認する。